

第10回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(4) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

- **関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。警察が中心となるのではなく、NPO等の民間が中核となるようその育成を図るべきである。【日本弁護士連合会】**

各都道府県警察では、法的救済制度や被害者に役立つ関係機関・団体等を記載したパンフレット「被害者の手引」を作成し、民事上の損害賠償請求制度に関し弁護士会による無料相談等の活動も紹介しているところである。

なお「警察が中心となるのではなく、NPO等の民間が中核となるよう」との趣旨が必ずしも明らかでないが、民間被害者支援団体の役割と活動の重要性については十分に認識しており、警察としてもこれら民間被害者支援団体と緊密に連携して被害者支援に当たるとともに、その支援活動の充実を図るべく、今後とも可能な限り支援を行ってまいりたい。

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(19) 自助グループの紹介等

- 警察、地方検察庁、教育委員会、医療機関や保健所等は関係支援機関の情報提供の際、被害者同士の情報交換を行う自助グループについての情報提供についても冊子に明記してほしい。【犯罪被害者支援団体】
- 長期的支援活動の中に「自助グループ」の位置づけもきちんと行ってほしい。【犯罪被害者支援団体】

(24) 「被害者の手引き」の内容の充実等

- 「被害者の手引」を作成するにあたり、地域の実情を調査把握し、被害者同士の情報交換を行う自助グループについての情報提供についても冊子に明記すべき。【犯罪被害者支援団体】

警察としても、自助グループの活動は、被害者の精神的回復等に大きく寄与するものであると認識している。

「自助グループ」の位置付けの趣旨が必ずしも明らかでないが、民間被害者支援団体においては、自助グループに対し交流場所を提供するなど、その活動を支援しているものと承知しており、今後とも、民間被害者支援団体との連携を図りつつ、被害者の要望を踏まえ、被害者に対する自助グループの紹介等に努めてまいりたい。

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(22) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

- **パンフレットだけでなく、ポスターの活用も検討すべき。被害者に対する配慮や支援組織・支援制度の存在を周知すべき。【パブリックコメント】**

警察では、従来より、ポスター、パンフレット、リーフレット等により、警察が取り組んでいる被害者対策や民間被害者支援団体について、積極的に広報啓発活動を行っており、警察における被害者相談窓口を掲載したポスターを警察施設その他公共施設等に掲示している。

なお、全国被害者支援ネットワークが同ネットワークに加盟している民間被害者支援団体の名称・電話番号が記載されているポスターを作成しているが、警察施設においてもこれを掲示し、その周知を図っているところである。

第4 支援等のための体制整備への取組

1．相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(23) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

- **警察段階・検察段階・裁判段階において、被害者等が外国人の場合の外国語による相談窓口や司法通訳者の手配についての制度を確立し、警察庁、検察庁、裁判所のHP等に主要言語により情報を提供してほしい。【パブリックコメント】**

警察では、外国人専用相談電話等の相談窓口を設置しているほか、通訳センター等の部署を設けて専門の通訳員を配置し、さらに、語学能力に優れた職員の中から適性に応じて通訳員に指定するなど外国語による相談にもできる限り対応できるように努めている。

また、警察庁においては、警察が取り組んでいる被害者対策や被害者相談窓口等の情報を内容とした英語版の被害者支援広報用ウェブサイトも開設しているところである。

第4 支援等のための体制整備への取組

1．相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(26) 「指定被害者支援要員制度」の活用

- **指定被害者支援要員に対して、研修等の機会をとらえて民間団体の実情把握に努めるだけでなく、被害当事者団体のメンバーを研修に招くなどして、支援にあたる者としての知識だけでなく、被害者心理の理解を体得していく必要がある。【犯罪被害者支援団体】**

警察では、指定被害者支援要員を始め専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、個別に被害者対策に関する特別の教育、研修を実施しているが、その際、有識者や犯罪被害者等を招請して特別講演を実施しており、今後とも、職員への教育・研修の充実を図ってまいりたい。

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(38) ストーカー事案への適切な対応

- **ストーカー規制法について、相談者に法の活用について説明する全国統一マニュアルを早急に作成すべき。【パブリックコメント】**

ストーカー規制法施行当時、警察庁監修のリーフレットを作成して全国警察に配布しており、各都道府県警察では、このリーフレットを活用し相談者に分かり易い説明に努めているものと承知している。

また、警察庁では、通達や執務資料により各都道府県警察に対し、ストーカー規制法の解釈・運用について指導しているほか、ストーカー事案対策を担当する警察職員を対象として、ストーカー規制法に関する研修も実施しており、全国で斉一の運用が行われるよう努めている。

第4 支援等のための体制整備への取組

3 . 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(2) 民間の団体への支援の充実

- **早期援助団体の支援対象は罪種が限定されており、漏れてくる被害者が出てくる。もっと幅広い被害者への支援を行う団体を認定するための基準を設けてほしい。【犯罪被害者支援団体】**

犯罪被害者等早期援助団体は、「被害者等に対する援助の必要性に関する広報及び啓発活動を行うこと」、「犯罪被害等に関する相談に応ずること」、「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第10条第1項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること」及び「物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること」の四つの事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人を、その申出により、都道府県公安委員会が指定するもの。

ここでいう「犯罪被害等」は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第2条2項において、「犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう」と定義され、さらに、「犯罪被害」は、同法第2条1項において、「……人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。）による死亡、重傷病又は障害をいい、……。」と定義されているが、指定に際しては、当該法人が、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に規定する犯罪被害に係る上記の四つの事業を行うものであれば良く、交通事故その他上記「犯罪被害等」に当たらない犯罪被害に対して支援を行っていることにより指定を受けられなくなるものではない。

なお、現に犯罪被害者等早期援助団体に指定されている団体においては、交通事故等の被害者に対しても、支援を行っているものと承知している。

第4 支援等のための体制整備への取組

3 ．民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(2) 民間の団体への支援の充実

(3) 民間の団体等に関する広報等

- **支援組織に対する財政的援助・広報に際し、警察と密接に結びついた早期援助指定団体に対する援助・広報と、警察とは一定の距離をとりつつ連携するその他の民間支援組織への援助・広報とに格差を設けないでほしい。【犯罪被害者支援団体】**

「警察とは一定の距離をとりつつ連携するその他の民間支援組織」が具体的にどのような組織を指すのか明らかなでないが、一般論として言えば、警察は、その性格や活動内容・状況等を十分に把握した上で、必要と認められる援助・広報を行うものであることを御理解願いたい。

なお、警察が被害者支援を実施するに当たって、連携・協力が必要と思われる団体に対しては、可能な範囲で必要な支援を行っているものと考えている。

第4 支援等のための体制整備への取組

3. 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

民間支援団体への情報提供の充実

- **支援団体を信用して犯罪被害者に関する情報をもっと提供してほしい。【犯罪被害者支援団体】**

犯罪被害者等の氏名及び住所や犯罪被害の概要に関する情報は、被害者等を支援するに当たって必要不可欠なものであるが、被害者等のプライバシーに関わる情報であり、極めて慎重な取扱いを要する。

他方、被害者等が抱える多様なニーズに柔軟、かつ、きめ細かに応えるためには、民間被害者支援団体による支援活動が不可欠であるが、被害を受けた直後の被害者等の多くは、民間被害者支援団体が信頼できる団体かどうかを判断することが困難なため、援助を求めることを躊躇してしまうなどの理由により、十分な初期的支援を受けることができない場合もあると考えられる。

そこで、被害者等が安心して民間被害者支援団体に支援を求めることができるようにするとともに、民間被害者支援団体の活動を活性化して被害者支援の充実を図るため、平成13年の犯罪被害者等給付金支給法の改正により、犯罪被害の発生直後から被害者等の援助を適正かつ確実に行うことができると認められる民間被害者支援団体を、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定する（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第23条第1項）とともに、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が行う事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる（同法同条第4項）としたところ、現在までに全国で8団体が指定を受けている。

引き続き、本制度の積極的な適用により、一層充実した情報提供が行われるよう、各都道府県警察を通じ、民間支援団体の活動に対して支援等を行ってまいりたい。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

- (8) 犯罪被害者等施策に関する特定の日ないし期間にあわせた集中的な啓発事業の実施
- **犯罪被害支援の日として、10月3日を浸透させていってほしい。【犯罪被害者団体】**
 - **すべての事故現場に献花をする日（犯罪被害者支援の日）をつくってほしい。【犯罪被害者支援団体】**

広く国民の方々が犯罪被害者の実状を知る機会を通じて、被害者支援に対する理解と協力が得られ、その支援の輪が広がり、被害者支援が更に進展することは望ましいことと考えられることから、警察庁では、これまでも、全国被害者支援ネットワークが主催する「犯罪被害者支援の日」中央大会」及び「全国犯罪被害者支援フォーラム」を後援するとともに、各都道府県警察においても、「犯罪被害者支援の日」において民間被害者支援団体が実施する市民啓発活動に協力してきたところである。

今後とも、このような取組を支援してまいりたい。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

- **交通事故犯罪を国民に理解してもらい、正当な扱いへの礎となりうることのひとつとして、国の主導する「交通事故慰霊祭の開催及び慰霊碑の建立」を実施してほしい。【犯罪被害者団体】**

御要望については、交通政策全般から考慮されるべきことであると考えられ、警察庁のみで回答できないことを御理解いただきたい。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

- **マスコミによる数少ない交通事故報道に対して、犯罪として捉えるべく、できる限り事故原因と容疑者が分かるような内容にし、それを国民に知らしめることができるようにしてほしい。【犯罪被害者団体】**

警察が、個々の交通事件・事故の実態や原因等について、適切に国民に示すことは、事故の悲惨さを国民に知ってもらうことにより国民の注意を喚起し、事故の防止を図るという意味で重要であると認識している。

今後とも可能な範囲でその広報に努めてまいりたい。

第10回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(7) 警察における少年が相談しやすい環境の整備

- 「少年サポートセンター」や各警察署の少年係、「ヤングテレフォン・コーナー」をそのまま利用するという趣旨であれば、反対である。【日本弁護士連合会】

少年サポートセンターは、少年問題に関する警察の専門職員である少年補導職員が中心となって、関係機関やボランティア団体等と連携して、主に、

- ・ 飲酒、喫煙や深夜はいかい等の段階で助言・指導を行い非行を防止する街頭補導
- ・ 少年や保護者からの悩みや困りごとを解決するため、必要な助言・指導を行う少年相談
- ・ 性犯罪やいじめ等被害を受けた少年に対し、少年補導職員等によるカウンセリング等を行う被害少年支援
- ・ 再非行を防止するため、本人への助言・指導や家庭、地域社会と協力した社会参加活動等を通じた立直り支援
- ・ 少年非行の現状に関する情報提供や少年の健全育成のための薬物乱用防止教室、非行防止教室を通じた広報啓発活動

等の幅広い活動を行っている。

少年相談については、少年サポートセンターや「ヤング・テレホン・コーナー」等の相談窓口で受け付けており、少年が相談をしてくる背景や複雑な事情を酌んで、少年が相談しやすいように匿名による相談や電子メールによる相談も受け付けている。

犯罪等の被害について、警察に相談してくる少年が同時に被疑者でもあるというのは、御指摘にあるように、どれだけ多いかは別として、考えられることではあるが、そういったことを含め、個別の状況に応じた対応に努めているところである。

第4 支援等のための体制整備への取組

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(38) ストーカー事案への適切な対応

- **現行のストーカー規制法は、警察で自己完結するシステムになっているが、裁判所の判断を組み込む等複数の機関で運用を図るよう改正してほしい。【パブリックコメント】**

配偶者暴力防止法と同様、ストーカー規制法に基づく禁止命令等についても裁判所が発する仕組みにしたらいのではないかと意見であれば、配偶者暴力防止法に基づく保護命令とストーカー規制法に基づく禁止命令等では、立証すべき内容（配偶者暴力事案では加害者は配偶者か元配偶者に限定されるのに対し、ストーカー事案においては加害者になり得る者に制限はなく、加害者が誰か判明していない場合もあり得ることなど。）や手続保障の必要性（配偶者暴力事案では、加害者が一般に配偶者という法的地位を有すること及び住居からの退去命令という重大な不利益を与える義務を課し得ることから、裁判所を命令権者とする事による厳格な手続保障が要請されること。）が異なることから、適当ではないものとする。

なお、ストーカー規制法に基づく禁止命令等をしようとするときは、聴聞を行わなければならないとされていることから、適正な運用を確保するための手続が整備されているものと認識しており、これまでにストーカー規制法に基づく禁止命令等が違法とされた例も把握していない。